

令和7年4月15日

発電用水力設備の設置者各位

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ  
電力安全課

発電用水力設備における漏水等の異常発生時の対応について（注意喚起）

令和7年4月6日に新潟県営高田発電所（最大出力1万1,500キロワット、現在大規模改修事業中）において、発電所に導水している途中の水管が破断し、水が流出したこと、また、破断箇所一帯で土砂崩れが発生したこと等の事故報告があり、現在、新潟県において、当該事故の発生原因についての調査が進められています。

今般の事故の発生を踏まえ、発電所の設置者やダム水路主任技術者等の設備の保安に携わる皆様におかれましては、同様の事故の発生を未然に防止するため、改めて、設備の異常発生時の連絡体制が構築されていることを御確認いただくとともに、実際に漏水等の異常が確認された場合には、速やかな設備の安全性の確認や、必要に応じた取水停止を行うなど、保安の確保に適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。